

東 京 都 知 事 殿

町 村 長

携帯電話等エリア整備事業補助金交付申請書

携帯電話等エリア整備事業補助金の補助金の交付を受けたいので、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 交付を受けようとする補助金の額  
金 円
- 3 補助事業の概要  
別紙1
- 4 添付資料
  - (1) 事業に要する経費の見積書
  - (2) 別紙2 工事概要書
  - (3)  無線通信を行う電気通信事業者が、対策事業によって整備される施設を利用することについての確約書  
 無線通信を行う電気通信事業者が、対策事業によって整備する施設が、第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画（平成31年4月10日認定）の上積み整備（開設計画外）に該当する施設であることについての確約書（携帯電話等施設高度化事業の場合であって一の無線通信事業者が整備する場合に限る。）

## 補助事業の概要

町村名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア 町村名 (地区名)
携帯電話		

(円)

補助金申請額		事業費 (①+②)	財源内訳	
			都補助金 ①	町村の負担額 ②
経費区分	施設・設備費			
	用地取得費・道路費			
	合 計			

備考 (注)

(注) サービスエリア内に観光地等の施設等又は道路等を含む場合には当該施設等の年間の入込観光客数等又は当該道路等の通行量を記載するものとする。

工事概要書

○ ○ 町 村  
町村長 ○○ ○○

1 設置場所 (注1)

東京都 ○○町・村 ○○丁目 ○○番地

(注1) 施設及び設備を設置する道路等に固有名称がある場合は、当該名称を付記する。

2 建設用地

(1) 敷地面積 ○○○. ○m<sup>2</sup>

(2) 海拔高 ○○○m

(3) 敷地の所有関係

購入

借地

既所有

〔 県、町村有地、その他 (具体的に) の別  
主な借地条件 (借地料、借地期間等)

(4) 用地周辺の状況

平地、山地の別

取付道路の必要の有無 (必要であればその長さ) 等

(5) 開発規制の状況

地目 ○○○

開発規制指定解除の必要の有無

3 施設の内容

(1) 建物の構造等 ○○○○造 ○階建

(2) 建築面積 ○○○. ○m<sup>2</sup>

(3) 延べ床面積 ○○○. ○m<sup>2</sup>

(4) 鉄塔の構造等 ○○○○型 高さ (地上高) ○○m

4 実施計画

(1) 着手 (予定) 年月日 年 月 日

(2) 用地取得 (予定) 年月日 年 月 日

(3) 着工 (予定) 年月日 年 月 日

(4) 完了 (予定) 年月日 年 月 日

5 利用見込み

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	サービス開始 (予定) 年月日
携帯電話			

6 資金計画

(円)

収入		支出	
財源内訳		経費区分	(事業費)
補助金	交付 (予定) 額	施設・設備費	
事業を行う者の負担額	予算額	用地取得費・道路費	
借入金			
自己資金			
その他 ( ) (注2)			
小計			
合計		合計	

(注2) 財源の内容を記入する。

## 7 添付図面

- (1) 用地付近の見取図
- (2) 設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）
- (3) 利用が見込まれる各事業のサービスエリア図

東 京 都 知 事 殿

（事業者名）（注）

携帯電話基地局強靱化対策事業補助金交付申請書

携帯電話基地局強靱化対策事業補助金の補助金の交付を受けたいので、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的  
大規模災害発生時における停電や通信回線の断線に伴う携帯電話基地局の停波を回避するため。
- 2 交付を受けようとする補助金の額  
金 円
- 3 補助事業の概要  
別紙1
- 4 添付資料  
携帯電話基地局強靱化対策事業に要する経費の見積書

（注）無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあつては、連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者 」と記載すること。

別紙 1

補助事業の概要

無線通信事業者等名 代表者氏名 (注)	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(円)

事業費 (①+②+③+④)		財源内訳			
		国庫補助金 ①	都 負担額②	市町村 負担額③	事業者 負担額④
経 費 区 分	施設・整備費				
	用地取得費・道路費				
	合計				

備考

(注) 無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあつては、「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表 代表者」と記載すること。

町 村 長 殿

東 京 都 知 事

携帯電話等エリア整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号で交付申請のあった携帯電話等エリア整備事業補助金については、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同項の規定により通知する。

記

- 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
  - 申請書に記載されたとおりとする。
  - 一部修正の上、別紙1のとおりとする。
- 補助金の交付決定額は、 金 円とする。
- 内訳は次のとおりとする。

(円)

経費区分	交付決定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
合 計	

- 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

## 補助事業の概要

町村名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア 町村名 (地区名)
携帯電話		

(円)

補助金申請額		事業費 (①+②)	財源内訳	
			都補助金 ①	町村の負担額 ②
経費区分	施設・設備費			
	用地取得費・道路費			
	合 計			

備考 (注)

(注) サービスエリア内に観光地等の施設等又は道路等を含む場合には当該施設等の年間の入込観光客数等又は当該道路等の通行量を記載するものとする。

## 別紙2

- 1 東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）、東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）及び携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に従わなければならない。
- 2 補助金の交付決定通知を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。
- 3 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、交付要綱第9条第1項第1号のただし書に規定する場合においては、この限りではない。
- 4 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- 5 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。
- 6 補助事業の遂行及び収支の状況について、知事から要求があった場合は、速やかに状況報告書を知事に提出しなければならない。
- 7 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は令和9年2月19日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 8 前号の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（交付要綱第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知により補助事業者へ通知するものとする。
- 9 知事は、前号の額の確定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための措置を命じることができる。
- 10 知事は、交付要綱第9条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は交付要綱第11条各号に該当する場合には、決定の内容（交付要綱第9条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 11 補助事業が完了せずに都の会計年度が終了したときは、交付決定に係る会計年度の翌会計年度の4月20日までに第7号に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。
- 12 補助事業者の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 13 補助事業者が補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない（交付要綱第19条第1項の規定により定める財産処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- 14 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。
- 15 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 16 補助事業者は、補助事業が完了した後は、事後検証に関する報告書を知事に提出しなければならない。

（事業者名） 殿

東 京 都 知 事

携帯電話基地局強靱化対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号で交付申請のあった携帯電話基地局強靱化対策事業補助金について、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同項の規定により通知する。

記

- 補助金の交付の対象となる事業の内容は、  
 申請書に記載されたとおりとする。  
 一部修正の上、別紙1のとおりとする。
- 補助金の交付決定額は、 金 円とする。
- 内訳は次のとおりとする。

(円)

経費区分	交付決定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
合 計	

- 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

補助事業の概要

無線通信事業者等名 代表者氏名 (注)	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(円)

事業費 (①+②+③+④)		財源内訳			
		国庫補助金 ①	都 負担額②	市町村 負担額③	事業者 負担額④
経 費 区 分	施設・整備費				
	用地取得費・道路費				
	合計				

備考 (注)
--------

## 別紙2

- 1 東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）、東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）及び携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に従わなければならない。
- 2 補助金の交付決定通知を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。
- 3 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、交付要綱第9条第1項第1号のただし書に規定する場合においては、この限りではない。
- 4 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- 5 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。
- 6 補助事業の遂行及び収支の状況について、知事から要求があった場合は、速やかに状況報告書を知事に提出しなければならない。
- 7 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は令和9年2月19日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 8 交付要綱第12条第1項の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（交付要綱第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知により補助事業者へ通知するものとする。
- 9 知事は、交付要綱第14条の額の確定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための措置を命じることができる。
- 10 知事は、交付要綱第9条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は交付要綱第11条各号に該当する場合には、決定の内容（交付要綱第9条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 11 補助事業が完了せずに都の会計年度が終了したときは、交付決定に係る会計年度の翌会計年度の4月20日までに第7号に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。
- 12 補助事業者の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 13 補助事業者が補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない（交付要綱第19条第1項の規定により定める財産処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- 14 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。
- 15 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 16 補助事業者は、補助事業が完了した後は、事後検証に関する報告書を知事に提出しなければならない。

番 号  
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

町 村 長

携帯電話等エリア整備事業補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知のあった携帯電話等エリア整備事業補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、携帯電話等エリア整備事業等補助金第7条第2項の規定により、同補助金 円の交付申請（ 年 月 日付 第 号）を取り下げます。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理 由

番 号  
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

(事業者名) (注)

携帯電話基地局強靱化対策事業補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知のあった携帯電話基地局強靱化対策事業補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、携帯電話等エリア整備等事業補助金第7条第2項の規定により、同補助金 円の交付申請 ( 年 月 日付 第 号) を取り下げます。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理 由

(注) 無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあつては、「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表 代表者 」と記載すること。

東 京 都 知 事 殿

町 村 長

携帯電話等エリア整備事業補助金の変更承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知のあった携帯電話等エリア整備事業の一部を変更する必要があるため、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

(円)

変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
内 容			
経費の配分	施設・設備費		
	用地取得費・道路費		
	合 計		

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 添付書類

補助事業の対象となる事業の概要 (添付書類 様式第1号関係) 及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

番 号  
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（事業者名）（注）

携帯電話基地局強靱化対策事業補助金の変更承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知のあった携帯電話基地局強靱化対策事業の一部を変更する必要があるため、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

(円)

変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
内 容			
経 費 の 配 分	施設・設備費		
	用地取得費・道路費		
	合 計		

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 添付書類

補助事業の対象となる事業の概要（添付書類 様式第1号関係）及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

（注）無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあつては、「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者」と記載すること。

町 村 長 殿

東 京 都 知 事

携帯電話等エリア整備事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付 第 号で変更承認申請のあった携帯電話等エリア整備事業補助金については、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第9条第3項の規定により下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、同項の規定に基づき通知する。

記

- 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
  - 変更承認申請書に記載されたとおりとする。
  - 一部修正の上、別紙1のとおりとする。
- 補助金の交付決定額は、 金 円とする。  
(本変更承認前の交付決定額は、 金 円)
- 内訳は次のとおりとする。

(円)

経費区分	変更承認前の配分額	変更承認後の配分額
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
合 計		

## 補助事業の概要

町村名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア 町村名 (地区名)
携帯電話		

(円)

補助金申請額		事業費 (①+②)	財源内訳	
			都補助金 ①	町村の負担額 ②
経費区分	施設・設備費			
	用地取得費・道路費			
	合計			

備考 (注)

(注) サービスエリア内に観光地等の施設等又は道路等を含む場合には当該施設等の年間の入込観光客数等又は当該道路等の通行量を記載するものとする。

## 別紙2

- 1 東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）、東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）及び携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に従わなければならない。
- 2 補助金の交付決定通知を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。
- 3 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、交付要綱第9条第1項第1号のただし書に規定する場合においては、この限りではない。
- 4 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- 5 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。
- 6 補助事業の遂行及び収支の状況について、知事から要求があった場合は、速やかに状況報告書を知事に提出しなければならない。
- 7 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は令和9年2月19日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 8 交付要綱第12条第1項の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（交付要綱第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知により補助事業者へ通知するものとする。
- 9 知事は、交付要綱第14条の額の確定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための措置を命じることができる。
- 10 知事は、交付要綱第9条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は交付要綱第11条各号に該当する場合には、決定の内容（交付要綱第9条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 11 補助事業が完了せずに都の会計年度が終了したときは、交付決定に係る会計年度の翌会計年度の4月20日までに第7号に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。
- 12 補助事業者の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 13 補助事業者が補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない（交付要綱第19条第1項の規定により定める財産処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- 14 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。
- 15 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 16 補助事業者は、補助事業が完了した後は、事後検証に関する報告書を知事に提出しなければならない。

（事業者名）殿

東 京 都 知 事

携帯電話基地局強靱化対策事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付 第 号で変更承認申請のあった携帯電話基地局強靱化対策事業補助金については、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第9条第3項の規定により下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、同項の規定に基づき通知する。

記

- 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
  - 変更承認申請書に記載されたとおりとする。
  - 一部修正の上、別紙1のとおりとする。
- 補助金の交付決定額は、 金 円とする。  
（本変更承認前の交付決定額は、 金 円）
- 内訳は次のとおりとする。

（円）

経費区分	変更承認前の配分額	変更承認後の配分額
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
合 計		

- 補助金の交付の条件は別紙2のとおりとする。

補助事業の概要

無線通信事業者等名 代表者氏名 (注)	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(円)

事業費 (①+②+③+④)		財源内訳			
		国庫補助金 ①	都 負担額②	市町村 負担額③	事業者 負担額④
経 費 区 分	施設・整備費				
	用地取得費・道路費				
	合計				

備考 (注)
--------

## 別紙2

- 1 東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）、東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）及び携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に従わなければならない。
- 2 補助金の交付決定通知を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。
- 3 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、交付要綱第9条第1項第1号のただし書に規定する場合においては、この限りではない。
- 4 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- 5 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。
- 6 補助事業の遂行及び収支の状況について、知事から要求があった場合は、速やかに状況報告書を知事に提出しなければならない。
- 7 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は令和9年2月19日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 8 交付要綱第12条第1項の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（交付要綱第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知により補助事業者へ通知するものとする。
- 9 知事は、交付要綱第14条の額の確定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための措置を命じることができる。
- 10 知事は、交付要綱第9条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は交付要綱第11条各号に該当する場合には、決定の内容（交付要綱第9条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 11 補助事業が完了せずに都の会計年度が終了したときは、交付決定に係る会計年度の翌会計年度の4月20日までに第7号に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。
- 12 補助事業者の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 13 補助事業者が補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない（交付要綱第19条第1項の規定により定める財産処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- 14 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。
- 15 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 16 補助事業者は、補助事業が完了した後は、事後検証に関する報告書を知事に提出しなければならない。

東 京 都 知 事 殿

町 村 長

携帯電話等エリア整備事業補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知のあった携帯電話等エリア整備事業補助金に係る補助事業を中止（廃止）したいので、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第9条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 経費の支出額内訳

(円)

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
施設・設備費			
用地取得費・道路費			
合計			

3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

(1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 完了予定日 年 月 日

番 号  
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（事業者名）（注）

携帯電話基地局強靱化対策事業補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知のあった携帯電話基地局強靱化対策事業補助金に係る補助事業を中止（廃止）したいので、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第9条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 経費の支出額内訳

(円)

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
施設・設備費			
用地取得費・道路費			
合計			

3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

(1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 完了予定日 年 月 日

(注) 無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあつては、「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者」と記載すること。

東 京 都 知 事 殿

町 村 長

携帯電話等エリア整備事業補助金に係る補助事業の事故報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知のあった携帯電話等エリア整備事業補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

東 京 都 知 事 殿

（事業者名）（注）

携帯電話基地局強靱化対策事業補助金に係る補助事業の事故報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知のあった携帯電話基地局強靱化対策事業補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあつては、「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者 」と記載すること。

東 京 都 知 事 殿

町 村 長

携帯電話等エリア整備事業補助金に係る補助事業状況報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知のあった携帯電話等エリア整備事業補助金に係る補助事業の実施状況について、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

1 交付決定額の進捗状況

(円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					
用地取得費・道路費					
合 計					

2 補助事業の遂行状況

補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

東 京 都 知 事 殿

(事業者名) (注)

携帯電話基地局強靱化対策事業補助金に係る補助事業状況報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知のあった携帯電話基地局強靱化対策事業補助金に係る補助事業の実施状況について、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

1 交付決定額の進捗状況

(円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					
用地取得費・道路費					
合 計					

2 補助事業の遂行状況

補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

(注) 無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあつては、「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表 代表者 」と記載すること。

東 京 都 知 事 殿

町 村 長

携帯電話等エリア整備事業補助金に係る補助事業 (年度終了) 実績報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知のあった携帯電話等エリア整備事業補助金に係る補助事業は、完了 (廃止・完了せずに年度終了) しましたので、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
都補助金			
うち国庫補助金			

2 事業の実施状況 (注1)

町村名	
施設の設置場所	
工事施工業者名	
着工日	
完了日	

(注1) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 施設の利用見込み

利用予定 サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア 町村名 (地区名)	サービス開始 (予定) 年月日

4 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
町村の負担額	予 算 額		実 績 額
借 入 金			
事業者等の負担金			
自 己 資 金			
その他 ( ) (注2)			
小 計			
合 計			

(注2) 財源の内容を記入する。

(円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実績額 (支出額合計)
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
合 計		

5 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同額収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

東京都知事 殿

(事業者名) (注)

携帯電話基地局強靱化対策事業補助金に係る補助事業 (年度終了) 実績報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知のあった携帯電話基地局強靱化対策事業補助金に係る補助事業は、完了 (廃止・完了せずに年度終了) しましたので、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
都補助金			
うち国庫補助金			

2 事業の実施状況 (注1)

代表者名	
施設の設置場所	
工事施工業者名	
着工日	
完了日	

(注1) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

(注) 無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあつては、「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表 代表者 」と記載すること。

3 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
無線通信事業者等の負担額	予 算 額		実 績 額
借 入 金			
事業者等の負担金			
自 己 資 金			
その他 ( ) (注2)			
小 計			
合 計			

(注2) 財源の内容を記入する。

(円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実績額 (支出額合計)
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
合 計		

4 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

町 村 長 殿

東 京 都 知 事

携帯電話等エリア整備事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付 第 号で実績報告のあった携帯電話等エリア整備事業補助金の額を携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり確定したので、同項の規定により通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第13条第2項の規定により、年 月 日までに返還を命じる。

記

1 補助金の確定額は、金 円とする。

2 内訳は次のとおりとする。

(円)

経費区分	交付確定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
合 計	

3 返還額

(事業者名) 殿

東 京 都 知 事

携帯電話基地局強靱化対策事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付 第 号で実績報告のあった携帯電話基地局強靱化対策事業補助金の額を携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第13条第 1 項の規定により、下記のとおり確定したので、同項の規定により通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第13条第 2 項の規定により、年 月 日までに返還を命じる。

記

- 1 補助金の確定額は、金 円とする。
- 2 内訳は次のとおりとする。

(円)

経費区分	交付確定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
合計	

- 3 返還額

番 号  
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

町 村 長

携帯電話等エリア整備事業補助金精算(概算)払請求書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知のあった携帯電話等エリア整備事業補助金の精算払(第 回概算払)を受けたいので、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり請求(返還)します。

記

1 請求(返還)金額 金 円也

2 内 訳  
(精算払の場合)

(円)

経費区分	交付確定額 ①	前回までの累積受領額 ②	今回請求額 ③	残 額 ①-②-③
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
合 計				

(注) 負の金額には△印を付すこと。

(概算払の場合)

(円)

経費区分	交付決定額 ①	前回までの概算払受領額 ②	今回請求額 ③	残 額 ①-②-③
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
合 計				

番 号  
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

(事業者名) 殿 (注)

携帯電話基地局強靱化対策事業補助金精算 (概算) 払請求書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知のあった携帯電話基地局強靱化対策事業補助金の精算払 (第 回概算払) を受けたいので、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求 (返還) します。

記

1 請求 (返還) 金額 金 円也

2 内 訳  
(精算払の場合)

(円)

経 費 区 分	交付決定額	確定額 ①	② 概算払受領額	差引請求 (返 還) 額①-②
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
合 計				

(注) 負の金額には△印を付すこと。

(概算払の場合)

(円)

経 費 区 分	交付決定額 ①	前回までの概算払受領額 ②	今回請求額 ③	残 額 ①-②-③
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
合 計				

(注) 無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあつては、「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表 代表者 」と記載すること。

東 京 都 知 事 殿

町 村 長

申請  
携帯電話等エリア整備事業補助金に係る財産処分承認届出書

年度において、携帯電話等エリア整備事業補助金に係る補助事業により取得した施設の財産処分を行

第19条第1項

いたいの、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱 第20条第1項 の規定により、関係書類を添えて下記

第21条第1項

申請します。  
のとおり届け出ます。

記

- 1 処分の内容  
(取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別)
- 2 処分の理由
- 3 取得財産の概要
  - (1) 施設又は設備の名称
  - (2) 施設又は設備の設置者（事業主体）の名称
  - (3) 施設の所在地
  - (4) 事業費
    - ア 国庫補助金
    - イ 都負担金
    - ウ 町村負担金
    - エ 事業者等負担金

#### 4 処分の概要

(1) 処分しようとする相手方 (注)

(2) 処分しようとする財産の範囲

(処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。)

(3) 処分の期間 (注)

(4) 処分の条件 (注)

(無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費(維持管理費を含む。)見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年総官会第790号)に定める額を記入する。)

5 処分に伴う無線通信サービス又は放送の再放送サービスの運用開始日 (注)

6 添付書類

(注) 取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

東京都知事 殿

（事業者名）殿（注1）

申請  
届出書  
携帯電話基地局強靱化対策事業補助金に係る財産処分承認

年度において、携帯電話基地局強靱化対策事業補助金に係る補助事業により取得した施設の財産処分

第19条第1項  
を行いたいのので、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱 第20条第1項 の規定により、関係書類を添えて下  
第21条第1項

申請します。  
記のとおり届出ます。

記

- 1 処分の内容  
（取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）
- 2 処分の理由
- 3 取得財産の概要
  - （1）施設又は設備の名称
  - （2）施設又は設備の設置者（事業主体）の名称
  - （3）施設の所在地
  - （4）事業費
    - ア 国庫補助金
    - イ 都負担金
    - ウ 町村負担金
    - エ 事業者等負担金

(注1) 無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあつては、「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表 代表者」と記載すること。

#### 4 処分の概要

(1) 処分しようとする相手方(注2)

(2) 処分しようとする財産の範囲

(処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。)

(3) 処分の期間(注2)

(4) 処分の条件(注2)

(無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費(維持管理費を含む。)見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年総官会第790号)に定める額を記入する。)

5 処分に伴う無線通信サービス又は放送の再放送サービスの運用開始日(注2)

#### 6 添付書類

(注2) 取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

東 京 都 知 事 殿

町 村 長

携帯電話等エリア整備事業補助金に係る取得財産等の処分に関する包括承認届出書

携帯電話等エリア整備事業により取得した施設の財産処分の包括承認を受けたいので、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 包括承認を受けたい処分の内容
- 2 包括承認を受けたい理由
- 3 包括承認の開始日 (注)

(注) 「本届出書を知事が受理した日」、「〇年4月1日」など届出日以降の日を記載するものとする。

東 京 都 知 事 殿

(事業者名) 殿 (注 1)

携帯電話基地局強靱化対策事業補助金に係る取得財産等の処分に関する包括承認届出書

携帯電話基地局強靱化対策事業により取得した施設の財産処分の包括承認を受けたいので、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第 20 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 包括承認を受けたい処分の内容
- 2 包括承認を受けたい理由
- 3 包括承認の開始日 (注 2)

(注 1) 無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあつては、「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表 代表者」と記載すること。

(注 2) 「本届出書を知事が受理した日」、「〇年 4 月 1 日」など届出日以降の日を記載するものとする。

東 京 都 知 事 殿

町 村 長

携帯電話等エリア整備事業補助金に係る包括承認届出書に関する報告書

携帯電話等エリア整備事業に係る取得財産等の処分に関する包括承認届出書 ( 年 月 日付 第号) に基づく 年度の処分について、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第20条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業年度 (注1)	町村名 (地区名) (注2)	施設の名称 (注3)	処分の相手方 (注4)	処分の内容 (注5)	処分の理由 (注6)	処分の条件 (注7)

- (注1) 携帯電話等エリア整備事業により、事業を実施した会計年度を記入する。
- (注2) 処分を行った町村名及び地区名を記入する。
- (注3) 「〇〇基地局」など施設の名称を記入する。
- (注4) 「携帯電話事業者名」など処分の相手方を記入する。
- (注5) 取得財産の目的外利用、交換又は廃棄の別を記入する。
- (注6) LTE (3. 9G) サービス導入に伴う無線設備の追加、交換、廃棄の場合は「LTE化」、LTE-A (4G) サービス導入に伴う無線設備の撤去、設置の場合は「LTE-A化」など新たな無線通信の追加又は交換であることが分かるように記入する。
- (注7) 「無償」など処分の条件を記入する。

東 京 都 知 事 殿

(事業者名) 殿 (注 1)

携帯電話基地局強靱化対策事業補助金に係る包括承認届出書に関する報告書

携帯電話基地局強靱化対策事業に係る取得財産等の処分に関する包括承認届出書 ( 年 月 日付 第 号) に基づく 年度の処分について、携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱第 20 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業年度 (注 2)	区市町村名 (注 3)	施設の名称 (注 4)	処分の相手方 (注 5)	処分の内容 (注 6)	処分の理由 (注 7)	処分の条件 (注 8)

(注 1) 無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあつては、「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表 代表者 」と記載すること。

(注 2) 携帯電話基地局強靱化対策事業により、事業を実施した会計年度を記入する。

(注 3) 処分を行った区市町村名を記入する。

(注 4) 「〇〇基地局」など施設の名称を記入する。

(注 5) 「携帯電話事業者名」など処分の相手方を記入する。

(注 6) 取得財産の目的外利用、交換又は廃棄の別を記入する。

(注 7) LTE (3. 9G) サービス導入に伴う無線設備の追加、交換、廃棄の場合は「LTE化」、LTE-A (4G) サービス導入に伴う無線設備の撤去、設置の場合は「LTE-A化」など新たな無線通信の追加又は交換であることが分かるように記入する。

(注 8) 「無償」など処分の条件を記入する。